

2012年度事業報告書

2012年4月1日～2013年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 事業の成果

2012年度は、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の制定のための取り組みと同制度の活用準備を課題として掲げていました。しかし、同制度に関する法案は、政府内での検討にとどまり、閣議決定、国会提出には至りませんでした。制度制定をバックアップするためのシンポジウム開催等の取り組みはすすめてきましたが、当機構の制度活用準備については、2013年度以降の課題となります。

差止請求関係業務については、着実な取り組みをすすめてきました。留学あっせん事業者に対する差止請求訴訟については、約款の是正がはかられ和解となりました。また、不動産賃貸借契約に関する差止請求訴訟は、一審での請求棄却の判決を経て、控訴しましたが、控訴棄却となりました。

裁判外の取り組みについて、新たな申入れは13件となり、過年度の申入れ事案も含め、改善等された事案を9件公表しました。設立以来の累計では、54件で是正されました。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額		
(1) 不当な約款等の是正事業	ワーキンググループ(以下「WG」と表記)を開催し、消費者被害情報に基づき約款・勧誘行為、並びに広告その他表示等について、その不当性を検証。不当な約款・勧誘行為、並びに広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、公表内容等を検討した。	第1 WG	千代田区 主婦会館 プラザエフ等	10人 9人 9人 8人 8人 8人 9人 9人 8人 8人	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	6,998千円		
		4/25						
		5/30						
		6/28						
		7/25						
		8/29						
		9/26						
		10/31						
		11/30						
		1/30						
		3/5						
		第2 WG					12人 9人 8人 9人 11人 10人 10人 11人 10人 7人	4/4
		5/11						
		6/7						
		7/5						
		8/6						
		9/10						
		10/10						
		11/5						
		12/3						
		2/1						
3/12								
第3 WG	12人 11人 12人 13人 12人 11人	4/18						
5/17								
6/18								
7/12								
8/20								
9/18								

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額		
		第4 WG						
		4/27						
		5/22						
		6/21						
		7/24						
		8/24						
		9/28						
		10/26						
		11/27						
		12/17						
		2/8						
		第5 WG					10人 13人 11人 10人 9人	4/2
		5/16						
		9/5						
		11/15						
1/11								
確認 WG	4人 7人 7人 9人	11/22						
1/11								
2/8								
3/7								
	事案別検討チーム 事案別にチームを設置し、不当な約款・勧誘行為、並びに広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、公表内容等を検討した。	(旅行業)	千代田区 当法人事務所隣接 会議室		その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ			
		11/7						
		(賃貸借)						
		11/20						
		12/17						
		2/21						
		(賃貸借)						
		10/30						
		12/6						
		1/5						
		3/19						
		(フィットネ)						
3/29								
(建築請負)								
2/26								
	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①ワーキンググループの議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	5/25			その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ			
		6/22						
		7/26						
		8/27						
		10/12						
		11/28						
		1/8						
		2/7						
		3/11						

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業の金額			
(2) 差止請求権を行使する事業等	差止請求訴訟記者説明会 ①三井ホームエステート差止請求訴訟	7/5	消費者庁記者クラブ	5人	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1,894千円			
	②ワールドアベニュー差止請求訴訟	11/5		5人					
	弁論期日対応と傍聴者への説明会 ①三井ホームエステート差止請求訴訟	4/5 5/17 10/16 11/20 1/15 3/28	東京地裁 ならびに 弁護士会館	11人 11人 7人 8人 6人 6人					
	②ワールドアベニュー差止請求訴訟	4/23 6/11 7/23 9/10 10/1 11/5		5人 7人 8人 8人 8人 7人					
	弁護団会議 ①三井ホームエステート差止請求訴訟弁護団	4/16 8/9 9/4 12/13 12/26 1/7 1/22 4/3	千代田区 主婦会館 プラザエフまたは、 弁護士会館	8人 7人 7人 8人 8人 9人 7人 7人					
	②ワールドアベニュー差止請求訴訟弁護団	5/30 6/11 6/22 8/30 9/20		5人 5人 5人 5人 5人					
	(3) 消費者被害の調査・研究事業 ①被害情報対応委等開催	被害情報対応委員会(全体会)を開催 ① 年度事業計画に関する協議 ② 各ワーキンググループの活動状況の共有化 ③ 差止請求訴訟の進捗状況の共有化 等	4/16	千代田区 主婦会館 プラザエフ			30人	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	177千円

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業の金額
②110番事業関連	ホームページ等での情報提供件数が増えたため、情報収集の必要性が薄くなり、110番の実施を見送った。	-	-	-	-	0千円
(4) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等にとどまり、具体的な事業を実施する機会はなかった。	-	-	-	-	0千円
(5) 消費者に対する啓発事業 ①ホームページ運営	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区 当法人事務所等	4人	不特定多数の消費者ならびに当法人会員	252千円
②公開学習会開催	総会記念企画「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について考える」	6/2	千代田区 弘済会館	6人	一般消費者ならびに当法人会員で参加者は55名	336千円
	公開学習会「差止請求訴訟の取り組みについて」	11/6	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6人	一般消費者ならびに当法人会員で参加者18名	
	消費者シンポジウム「みんなでつくろう!!集団的消費者被害回復訴訟制度」※全国消団連等と共催	12/5	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6人	一般消費者ならびに各団体会員等で参加者83名	
③受託事業 消費者団体訴訟制度ダイヤル	消費者団体訴訟制度に関する問合わせや、消費者からの情報提供を受付。	12/19~3 月末の平日	千代田区 当法人事務所	6人	不特定多数の消費者	1,281千円
④受託事業 消費者団体訴訟制度シンポジウム	消費者団体訴訟制度の活用状況や、今後の課題等について周知するためのシンポジウム。	2/27	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6人	一般消費者等155名	1,241千円
(6) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー「特定商取引法・景品表示法などの法執行と事業者指導の実情を知る」	10/11	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6人	事業者を中心に57名参加	455千円
	消費者志向経営セミナー「消費者契約法の不当条項を考える」	3/29	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6人	事業者を中心に24名参加	

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
(7) 事業者自主ルール等への提言	特段の事業活動を実施していない	—	—	—	—	0千円
(8) 政策提言事業	外部の委員会等への参加対応、関連団体との打合せにとどまり、独自の事業活動としては実施していない。	—	—	—	—	1千円
(9) その他事業	特段の事業活動を実施していない	—	—	—	—	0千円